

『次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画』

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和8年4月1日～令和12年3月31日

2. 計画内容

【目標 1】

女性の産前休業や育児休業、育児休業給付金、男女共に取得できる産後休業や育児休業給付、休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行うとともに男性の育児休業取得の促進を図ることで育児参加を促す。また、子を出産した女性職員が安心して子育てに専念する事ができるよう、女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

(対策) 令和8年4月～

- ・制度に関するパンフレットを職員に配布し、制度の周知と実施を継続する。
- ・人事担当者および各所属長は、職員から出産予定等の申し出があった場合は、産前産後休業、育児休業制度はもちろん育児休業から復帰した後の始業終業時間の調整、短時間勤務、子育てに関する特別休暇など各種の子育て支援制度についても説明し、職員の育児と職場復帰を支援します。

(実績) 令和4年4月～令和8年3月

- ・全職員への周知は新年度、中途入職時に行っている。
- ・育児休業取得率 100% (8名うち男性1名) (妊娠を契機とする退職者1名)

【目標 2】

小学校就学前の子を持つ職員が希望する場合に利用できる『短時間勤務制度』と、3歳から小学校3年の始期に達するまでの子と同居し療育する職員が利用できる、より柔軟な働き方を実現するための『始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ』又は『短時間勤務制度』の意向聴取、促進と実施を図る。

(対策) 令和8年4月～

- ・短時間勤務制度などの子育てをサポートする制度が積極的に活用されるよう、適切なタイミングで意向聴取を行い、制度の周知と実施を図る。

◎目標値：希望者に対し100%

(実績) 令和4年4月～令和8年3月

- ・短時間勤務制度 (3歳未満) 利用者 3名 (対象者8名中)

- ・短時間勤務制度（３歳以上、小学校３年始期未満） 利用者 ０名（対象者３名中）
※令和８年４月より１名申請あり
- ・希望者に対し１００％

【目標 ３】

管理職に占める現在の女性の割合を維持する。

（対策）令和８年４月～

- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進などでは俯瞰的、総合的に判断し女性の積極的な管理職への登用を行う。

（実績）令和４年４月～令和８年３月

- ・管理職における女性の割合 ６７％（６人中４人）

【目標 ４】

年次有給休暇の取得を促し、前年度取得率８３．６％以上を目指す。

◎目標値：８５％

（対策）令和８年４月～

- ・目標値６０％を大きく上回ることができた。更に取得率を上げるため、取得率の低い部署に対する業務改善を行い、計画的に取得できるよう検討し、８５％を次の目標とする。

（実績）令和７年４月１日～令和８年３月３１日の１年間

- ・全職員の取得率平均８３．６％
（高取得部署：平均９７．５％、低所得部署：平均６０％）
（男性取得率：平均８０．３％、女性取得率：平均８６．９％）

【目標 ５】

法定時間外労働について、年平均６時間未満を目指す。

（対策）令和８年４月～

- ・DX化を促進し、業務の効率化、時間の有効活用を行う。

（実績）

令和７年４月１日から令和８年３月３１日の１年間における法定時間外労働は、全職員平均で７時間６分。